

【厳かな復元法廷】

大正15年に控訴院（後の高等裁判所）として建てられた資料館。その現存する設計図を基に、すや机などの備品を復元し、当時の雰囲気は今によみがえらせました。裁判員制度にも対応した模擬裁判を行うことができ、歴史展示物であると同時に司法学習の場としての役割も果たします。



【A】館内の内装

ステンドグラスは大正時代から引き継がれている

【B】刑事法廷展示室（復元法廷）

大正時代の法廷を再現

【C】模擬裁判

裁判員、検察官、弁護士、被告人、傍聴人が市民で構成された模擬裁判

きたいですね。

『法と司法をより身近に』

— そのほか、法や司法を身近にするためにどのような取り組みを行っていますか。

都築 裁判所が目指すのは、「身近な、分かりやすい裁判所」です。そのために、中学校や高校への裁判官の派遣や、市民講座などを推し進めています。

川端 法廷でより分かりやすい陳述をするため、説明方法の検討や訓練をしています。また、検察庁職員が被害者を法廷まで案内するなど、被害者への配慮も重視しています。



札幌市長
うえだ まさひろ
上田 文雄



▲札幌地方裁判所長
つづき ひろむ
都築 弘氏

藤本 地域の多様な法的ニーズにこたえていくため、都市型法律相談センターを札幌に設けました。これからは弁護士と市民の距離を縮める取り組みに努めていきます。

市長 市としても、市民が上手に法的サービスを利用できるように、できる限りサポートをしていきたいですね。



『資料館のこれから』

— 最後に、資料館の今後の活用についての考えを聞かせてください。

川端 司法を広報する上で、一番有効なのは「体験すること」。資料館の法廷を模擬裁判に大いに活用させていただきます。きたいと思っています。

藤本 検察同様、市民が裁判に親しんでもらう模擬裁判の場として、また、弁護士の研修の場としても、大いに期待をしています。

都築 「人を裁くこと」に対して不安があったが、模擬裁判を経験して自信を持ったという方もたくさんいます。多くの皆さんにこの資料館で裁判を体験してもらえよう。裁判所もお手伝いをしていきますよ。

市長 法曹三者が、同じ目的に向かって踏み出そうとしている、その手段の一つとしてこの資料館を使ってもらえることは、大変ありがたいですね。市も、施設などの広報に努めていきます。本日はありがとうございました。

札幌市資料館

- ・所在地／中央区大通西13
（地下鉄東西線西11丁目駅徒歩5分）
- ・開館時間／午前9時～午後7時（月曜、年末年始は休館）
- ・入館料／無料 ・お問い合わせ／☎251-0731
- ・ホームページ／www.s-shiryokan.jp



裁判員制度とは

国民が殺人や強盗致死傷などの一定の刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合にどのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度です。

なぜ導入されるの？

国民の感覚が裁判に反映されることで、司法に対する国民の理解と信頼を深めることが狙いです。

裁判員はどのように選ばれるの？

有権者の中から毎年くじで候補者を選び、その中から1事件ごとに6人の裁判員が選ばれます。概算で1年で約310人～620人に1人が候補者となることになります。

詳しくは、札幌地方裁判所☎231-4200、札幌地方検察庁☎261-9346にお問い合わせいただくか、ホームページ www.saibanin.courts.go.jp をご覧ください